

ご案内

水道部のお知らせ

4月1日から次の2点が変わります。

水道料金等徴収整理を委託しました

一定期間上・下水道料金の支払いがない場合、市から委託された第一環境(株)の徴収員が徴収整理事務を行います。

訪問の際は制服を着用し、身分証明書を携帯しますので、ご確認をお願いします。

支払証明書が有料になりました

町田市手数料条例に従い、水道料金等支払証明書が300円(1件)になります。

問水道部業務課 ☎721・3214、第一環境株式会社 ☎727・2113

4月1日から土地・家屋等縦覧帳簿の縦覧ができます

縦覧制度は、固定資産税の納税者(土地・家屋に課税されている方)の皆さんが、自分の土地や家屋の評価額が適正かどうか検討する場合、土地・家屋価格等縦覧帳簿により、近隣の土地や家屋(土地のみをお持ちの方は土地、家屋のみをお持ちの方は家屋)の評価額と比較することができる制度です。

縦覧の際には、土地の地番や家屋番号を指定して下さい(所有者の名前からは探せません)。

縦覧により自己の資産の価格に不服がある場合は、4月1日以降納税通知書の交付を受けた日から60日以内に、文書をもって固定資産評価審査委員会(総務課、724・2506)に審査を申し出ることができます。

縦覧できる方は、納税者(土地・家屋に課税されている方)及びその代理人です(納税者と同居している家族及び納税管理人以外の方)については、委任状または代理人選任届が必要(市役所6階)。

縦覧期間 4月1日～5月31日(土・日曜日、祝日は除く) 縦覧時間 午前8時30分～正午、午後1時～5時

縦覧場所 資産税課(市役所6階、724・2116、2118)

縦覧・証明

次の方は、固定資産課税台帳の閲覧及び記載事項証明の交付を受けることができます。

対象 市内に所在する土地・家屋の所有者(同居の家族と納税管理人を含む)及びその代理人

市内の土地・家屋について賃借権その他、使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する方及びその代理人

範囲 自己の所有物件 権利の対象となる物件 時間 午前8時30分～正午、午後1時～5時

場所 市民税課税務証明受付(市役所6階) 必要書類 本人確認ができる書類(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、健康保険証、納税通知書、課税資産明細書等)

取得した方は、所有権が確認できる書類(登記簿権利証、登記簿謄本等)も必要になります

該物件を特定できる書類(賃貸借契約書、賃借権の権利人が記載されている登記簿謄本等)及び本人確認ができる書類(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、健康保険証等)

代理人の方は、代理権を証する書類(委任状または代理人選任届)及び代理人の本人確認ができる書類(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、健康保険証等)が必要です。

代理人の方は、戸籍謄本等相続関係が分かる書類も必要です。

手数料 土地・家屋固定資産課税台帳の閲覧 1件300円(ただし、土地・家屋の所有者及びその代理人が平成16年度課税分を閲覧する場合は、縦覧期間中に限り無料) / 固定資産課税台帳登録事項記載証明の交付 土地1筆につき300円、家屋1棟につき300円

講師派遣制度

会員以外に広く参加を呼びかけ、公開して実施する学習会・講演会に講師を派遣します。

定例的に団体を指導している講師や団体の会員が講師になる場合、及び政治・宗教・営利活動を目的とした内容は対象になりません。

対象団体 次のすべてに該当する団体 市内で継続的に活動し、市の補助金を受けていない会員15人以上でその70%以上が市内在住、在勤、在学 団体の代表者または事務取扱者が市内在住

対象事業 団体が自ら企画し、広く市民に参加を呼びかける学習会・講演会等で2005年3月31日までに市内で実施するもの

申込期限 2005年2月28日 申請には団体の会則・会員名簿が必要で、事業実施の30日前までに申請して下さい

派遣定数を満たした時点で終了します。申請書の配布と受付は社会教育課(森野分庁舎1階、724・2181)で行います。

介護保険活用読本 配布します

東京都と共同で「介護保険活用読本」を作成しました。

介護保険の上手な活用方法について、利用者の視点に立った、読みやすくわかりやすい言葉を選んで作成されています。

介護保険の認定調査の際に、調査員が配布します。

印刷部数の都合上、現在介護保険を利用されている方を対象とさせていただきます。

問高齢者福祉課 ☎721・0912

小学生以下は保護者同伴。日時 偶数月第3日曜日午前10時～正午ごろ

会場 同調整池(高ヶ坂103) 3、成瀬駅から町田駅方向へ徒歩15分

問下水道総務課 ☎720・1811

まちだ中央公民館地域市民講座 企画・実施

地域や生活の課題を考え、解決していくための主体的な学習講座を、一定条件のなかで、地域の皆さんが運営委員会を組織し、公民館事業として行っていたくものです。

【開設説明会】 日時 4月11日(日)午後2時から

会場 まちだ中央公民館 募集 4講座(地域)

申し込み 4月10日までに電話でまちだ中央公民館(728・0071)へ。

めだか池の管理作業と生きもの調査

高ヶ坂松葉調整池は、大雨が降ったときに一度に川へ出てしまわないように一時的に水を貯めておく防災調整池ですが、大量の湧水があることから多自然型の改修を行いました。

現在では、メダカやモツゴが生息し、カワセミヤルガモも姿を見せ、多種のトンボがにぎやかに飛び交う「めだか池」として親しまれています。

下水道部では市民とのパートナーシップにより、簡易清掃・管理作業と生き物調査を行っています。

参加希望の方は長靴、汚れてもよい服装で直接会場へおいで下さい。

対象事業 団体が自ら企画し、広く市民に参加を呼びかける学習会・講演会等で2005年3月31日までに市内で実施するもの

申込期限 2005年2月28日 申請には団体の会則・会員名簿が必要で、事業実施の30日前までに申請して下さい

派遣定数を満たした時点で終了します。申請書の配布と受付は社会教育課(森野分庁舎1階、724・2181)で行います。

割引利用券を配布します

榎原温泉センター「数馬の湯」と奥多摩温泉「もえぎの湯」の割引利用券を配布します。

割引実施期間は、4月1日～2005年3月31日です。

対象は国民健康保険の加入者です。割引後の負担額は、大人(中学生以上)が400円、子ども(小学生)が200円となります。

【希望の方は保険証をお持ちになり、国保年金課(市役所2階)または南・なるせ駅前・鶴川・忠生・堺・小山の各市民センターへおいで下さい。

村野常右衛門生家・町田市考古資料室 公開日 変更になりました

4月1日から次のとおり公開日が変更になりました。

【村野常右衛門生家】 8月(月曜日以外) 8月以外(土・日曜日、祝休日(12月28日、1月4日を除く))

【町田市考古資料室】 7・8月(土・日曜日、祝休日) 7・8月以外(第2・4土曜日及び祝休日(12月28日、1月4日を除く))

問社会教育課 ☎724・2554

認定証の申請を

【老人保健法医療受給者証をお持ちの方】 老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証

市民税非課税世帯に属する方が入院したときにこの認定証を医療機関に提示すると、入院一部負担金の上限が医療機関ごとに月2万4600円に、食事の負担額が1日6500円(過去1年間の入院日数が91日以上の場合は1日5000円)になります。

市民税非課税世帯に属する方で、本人及び同じ世帯全員の収入から必要経費(年金控除については65万円)を差し引いたときに各所得がいずれも0円となる場合には、入院一部負担金の上限は月1万5000円に、食事の負担額は1日3000円になります。

老人保健特定疾病療養受療証 人工腎臓を実施している慢性腎不全、血漿分画製剤を投与している

【福医療証をお持ちの方】 福限度額適用認定証

市民税非課税世帯に属する方がこの認定証を医療機関に提示する

この認定証を医療機関に提示する

減額認定証・療養受療証は事前申請が必要で、申請された月から対象になります。

申請方法と詳細についてお問い合わせは高齢者医療課(724・2144)へ。

町田市民福祉のこと

この催しは、一人ひとりの幸せや人権についてみんなで再確認していくことを目的に毎年開催しており、今年で26回目を迎えます。

手話通訳及びOHPによる要約筆記でもご案内します。

日時 5月7日(金)午後1時から(午後0時30分開場) 会場 町田市民フォーラム

内容は、講演「にげんだもの」 相田みつをの書と言葉」 定員 188人(抽選)

申し込み 往復ハガキに「福祉のつどい参加希望」と書き、参加人数(2人まで)・代表者の住所・氏名・電話番号を明記し、返信用にもあて先を明記して、4月20日まで(消印有効)に福祉総務課(〒194・8520、中町1・20・23、☎724・2537)へ。

柿ワイン

禅寺丸柿は、以前は多くの農家の庭先に植えられていたが、今は少なくなっています。緑を残し環境を守る一環として、1991年から柿ワイン作りを始めました。

甘みもすっきりと、香り豊かなワインです。

価格は720ml1本で1300円(税別)です。

問町田酒販組合 ☎722・1150、農業振興課 ☎724・2116



「柿ワイン」発売中です

禅寺丸柿は、以前は多くの農家の庭先に植えられていたが、今は少なくなっています。緑を残し環境を守る一環として、1991年から柿ワイン作りを始めました。

甘みもすっきりと、香り豊かなワインです。

価格は720ml1本で1300円(税別)です。

問町田酒販組合 ☎722・1150、農業振興課 ☎724・2116

町田市民福祉のこと

この催しは、一人ひとりの幸せや人権についてみんなで再確認していくことを目的に毎年開催しており、今年で26回目を迎えます。

手話通訳及びOHPによる要約筆記でもご案内します。

日時 5月7日(金)午後1時から(午後0時30分開場) 会場 町田市民フォーラム

内容は、講演「にげんだもの」 相田みつをの書と言葉」 定員 188人(抽選)

申し込み 往復ハガキに「福祉のつどい参加希望」と書き、参加人数(2人まで)・代表者の住所・氏名・電話番号を明記し、返信用にもあて先を明記して、4月20日まで(消印有効)に福祉総務課(〒194・8520、中町1・20・23、☎724・2537)へ。



相田一人氏

先天性血液凝固障害の一部、抗ウィルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含むものに限る)の方がこの受療証を医療機関に提示すると、一部負担金は入院・外来とも医療機関ごとに月1万円になります。

減額認定証・療養受療証は事前申請が必要で、申請された月から対象になります。

申請方法と詳細についてお問い合わせは高齢者医療課(724・2144)へ。